讀書抜萃 十一

和書門
類 二八一二九
號 八六
函 七
架 一八
冊

内閣文庫
和書
類 二八一二九
號 一八
冊 二
函 二四
架
(一十六)

内閣文庫
番號 和 28129
冊數 18 (11)
函號 214 6

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

一正一位　国極位　一四位　一三位　一二位　一従五位
一従五位　一ヒロギル　一従五位　一七女　一武蔵国　従五位下
一仏像　一像和歌　一菓子類　并　喰物

明治十三年　蹟来

読書抜萃

世事百体ハ神祇官ハ位階を授ることを掌り太政官ハ官位を授ることを掌ります
正五位ハ田十町　正四位ハ田十五町　正三位ハ田二十町
かゝる正一位ハ田八十町の神領を賜ハる
考きたる者のことなるべし　一歩田も有名なる者ハ上
位階ハ天子ハ正一位ハ人臣ハ従一位ハ
すべしとおもふ

南部利直託申願童子の志願八月十日より大江山丈嶽の由来像
記申上候事
甲陽軍鑑ゆとそなり今と秋葉ふ言ふ名あり上杉謙信
地蔵菩薩ゆとそなり今ふ言ふ毋の言葉ゆとそなり
七日ゆえつひゆ人の間者ゆとそ遠信の臣ゆ
間者ゆ他物言ふ間ゆとゆ言ふ名人のかたりのゆかれ
ゆくゆるのゆとゆのゆとゆふ言ふ言ふゆの間ゆ五ゆ陽ゆ清
言ふ間ゆの出ゆ羅ゆのゆふ言ふ祈ゆふゆとゆゆ

ゆいゆゆ言ふ言ふ言ふゆ言ふゆ言ふゆ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

接拔ふ所ゝ七組の曲と称ふ琉球組と是ハ中山時分ゝ三味せんのまつ三ゝ

一二三とゝふ上歌とゝ付うたの者ハ唐風接拔ハ一ゝふ二組称る五ゝ段

柳川接拔ゝ三味せんの長さ八人ゝふとゝ中ふとゝの者ハ唐わ接拔

伝山接拔市川接拔ゝ三味せんの名人と称すとゝ伝山接拔の陽音組

称ふ五番とゝふるとゝ中ふ二上ゝの調ゝ一ゝ陰音者ゝ

とゝ調二上ゝの調ゝ中ふ連川接拔一ゝの調ゝ中ふ

いとう

有る組十二組陽音組七組合ゝ二十組ゝ有ゝ是ハ唐の中ふ

伝ゝ中ふとゝ有ゝ中ふ有ゝ神仏の伝ゝ中ふ

ゝ中ふ者ハ唐ふ中ふ者ハ中ふ者ハ中ふ

組ゝ中ふ唐ふ中ふ者ハ中ふ者ハ中ふ

小ゝ中ふ者ハ唐ふ中ふ者ハ中ふ

琉球ゝ中ふ者ハ三味せん家伝ゝ中ふ

天竹の船唐ゝ中ふ者ハ琉球の者ハ唐風ゝ中ふ者ハ額鴻基字ゝ延信ゝ中ふ

者ハ唐風ゝ中ふ者ハ唐ゝ中ふ者ハ唐ゝ中ふ者ハ小方ゝ中ふ

ゝ中ふ者ハ唐ゝ中ふ者ハ唐ゝ中ふ

[illegible]

世なれ祝儀のうたうたはあるべしとて[illegible]

[illegible]

[illegible]

間あり口の名ハ中の名ハ[illegible]と唱ハ二ツ三ツ[illegible]中世譜

拾ハ[illegible]の國にあり[illegible]世[illegible]

中ハ三ツ人[illegible]

いかなる白柳ハ[illegible]一の[illegible]と一樹の[illegible]他の縁と

いふ[illegible]説法明眼論ハ宿一樹下汲一河流一夜同宿一日夫妻皆是先世

結縁と[illegible]

[illegible]

の[illegible]

中柳と柳の[illegible]

二三九[illegible]

[illegible]

[illegible]

又里数を立合胡麻を合水ゆ一杯宛一日に茶碗に三杯宛とく二十日に二度宛
ほうさ法をもつて春の方たき参のたさけとふ法伝報の中ゆ書て成の所
るの所と為てくめて百宝の内ゆ九月一日より十月十日に参詣
ちくを百屋に七日宿す二百屋に平九日宿す三百屋に三百宿す四百
屋に三百四百宿すしを新を甚すを自分の働きすしと第ゆかつて
年一巻紙一切書物をすゆく例さ伝を口を唱とを伝をくいのこと
又海こく歌迎をかくのとすを一日一夜ゆ三百六十度歌迎の何十日
経さと例すしとう

駿河の富士山を三国ゆ眺りくを立和合此の立ゆ山ゆ立をいく
もくとゆすもくを屋に寺慶国相伝ゆ直ゆ三ゆ九十六所ありとゆ
月の内参集ゆ直ゆ二十五所といりいるを所とゆ知すきを
こう立保元年の分福四年とゆ人間寿七十ゆ駿河の立を和より富士
山の頂と二百十六所二ゆ二六二十間四方の盤をこを立を里形ゆ六里〇〇
六〇六とゆ山のをさゆ三十五所ゆ六ゆ三六三両相の分一丈二尺ゆ
百記ゆ立ゆ所里の側法ゆ尺ゆ三ゆ法ゆ

松竹梅を我邦ゆ吉賀のあとゆ唐土ゆ歌集三五とゆ月屋屋ゆ

又ハ唐の李白が題画の詩に對雪寒窩酌酒敲氷臨谷煮茶
酔裏呼童展画看題松竹梅花とあり
物類相感志に二月三日収蕎花置焼撥上則成蚊虻不投とあ
りまた五部のもの一ハ冥月蕎とうく行燈に消り五月除
とあり
加藤清正家中一中間七ヶ条
一 奉公の道不可油断朝宮の刻に起き食法をはゝ食を喰ひ
射撃馳走馬を乗ハ武士の嗜ミ能者ハ武士の道なり

一 慰ハ出つきとゝ春のうゝ鷹狩鹿猪相撲角ゝの風ハ武士
一 衣類の支度ハ絹の間ハ二ゝ衣類ハ五度と貴ゝ麻ハ
中ハ二ハ麻ハ不用身上相応ハ成共ハ嗜ハ人を抱ハ屋敷の時ハ
金銀ハ不用事
一 平生傍輩つきあひ客一人三度の吸物ハ食ハ定敷ハ二ゝ
但或風病ハの時ハ人数ハ出ハ
一 軍の礼法待の三枝知事ハ不入事ハ美醜ハ知ハ二ハ面ハ
一 記舞ハ方圏傍ハ二ハ力ハ取ハ人ハ印ハ事ハ有ハ二ハ上ハ

一心の至りより起こる武道の道理に加切（折檻）を加ふる

一学文の事は入精を専とし遠慮の心を用ひて詩聯句歌

よりも停止する心なれば風流なりと雖も

中古の武士の武道を忘れたるやうに成り

乃ち和歌を嗜み武道を忘れたるやうに成りたる

ての為よくく心を武道に行ふ事

右三條は昼夜可相守若背此条難動と雖も事柄に寄て有暇と雖も

遠吟味罪過不成者之外は追放事に有疑仍如件

加藤主計頭清正在判　　侍中

文禄甲申の秋見参のびやぐんとして陣中に遊ぶる間に敬事の

行いに成るべきの間いまだ付かざるの故なり

多田松ヶ崎の戦ひの時の事

慶長五庚子年八月十五日の事なり

端午の日小柳の事を聞こゝに五月雨のこゝろ他の思ひ

之の風情なり之を文にあらはす事のたはむれとなりの

又ゝ慶長一徳元の俳諧初会は五月の事なり

国立公文書館
National Archives of Japan

ひとり侯の事元寇みな同のものとあり[illegible]同[illegible]侯[illegible]と[illegible]
[illegible]のあとひとくさのきの[illegible]や端まったちまさの[illegible]や柏[illegible]
[illegible]の[illegible]

徒知華不記諸文[illegible]

文[illegible]

[illegible]

[illegible]

能書不擇筆[illegible]

世南曰吾書孰与詢答曰吾聞詢不擇紙筆皆得如老君宣得失

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七夕の五節幸牛飼女蔵人の供奉する事

日本紀に初秋棚機姫を祀る上古よりの事

日本記に分二日故歌之曰

アモナルヤヤトタナバタノウナガセル

河時雨降夜乙登多奈波の美通汗衣織勢婦乙登

在織女と訓ずるなり

天とは訓ずるなり

ヒトタナハタ乙女棚機

天羽衣織る宮女

天棚機姫

棚機姫織りて

上古織造の日

天棚機姫神衣織

織神衣

織神衣

織神衣

延喜式

神名帳に天多多美神

天棚機姫神

山城国稲荷社

稲荷三箇峰社

棚機姫

神社

七夕の五節

七夕の五節ハタタテヽヲル布の秋去衣タレカトモミン

天の川と称する日本記に

天安川

天安河

天の川

天の川

天の川

数の胴の名は上のごとく小径筒中は加板下い乳ごとくなる
往昔香椎のひいたはるとせ香椎伽藍の名とあるべし
文武の道と称するの流儀をつくりし師となるべし人名の流儀をはなれ分ふ
作りとなりとなる作り所なる長道と名付るなる板の上をかるは
入る師のすべ事有すべるの力かさ上るとかるとなる能弓の三人を
能人の名実人べきまく候人名をもたるべきふ後かもナるみ井をと縛るみ板のときき
ふるまかるの力なり 雲弓程中納言殿の和ふ小師道おしと宣ひしなり
世事とるのるみ候るべきなり

はやめとえてあるを徳板の文目と言すとなる
竹刀木刀之事之拵さ目と突らるきてる時を以る防禦の形を目之ふるべき
又砲術はさ法ひ工とり
鳴鏑或を射る之色身するを常ふ弓を作りたり惟中の時を板の方と作り
さ人べきと右の方の胴かすすきを留指とて人うしろまと人と主を拵とて
左の胴ちすすたたるまるとと敵のいそり
武蔵の七書を私市 丹 兒玉 金子 村山 海老名 須貝
坂東八平氏八平山 稲毛 長井 榛沢 畠山 足立 豊島

胄ゆとつまんとつかのあまりー凡と盛てとゝを胄のまゝ

鎧兜を大形ちりこゝ龍なの大猪毒ゝ新古陽毒と赤すちり

三人陽のちいすてゝ三人ゝ陽ちれとす強ケ毒人陽ちのまゝ人

押てちのまゝ人ゝ毒人のちと二人ゝ陽ちれと

三石五石のちとてたちの強ゝ毒とケゝ抜てふ国さゝ三石新ゝ五石

異陽強ゝ毒ちゝちゝ毒世毒ゝちー但陽ちのちとてふ

ゆちの国の毒間と陽ちケゝ付すゆケとゆ毒毛ゝ遣陽ん

一本に俳優の名弥伊美あゝちの里ちゆとゝ一新大古俳優名

伎と称せるもの今の猿楽のことゆすとゝ流ゆとゝ毒ちゝの陽ちく

ちくゝちの流毒陽ゆとのけんや文治のゆちー白拍子拍子ー女楽

三字歌子のたちゆちゆ今の猿楽ゝ永保のゆ名高宴間とちの

けめちゆ又高宴陽鎌倉朝ちゆ楽府と称ーゝ行ちーゝゝ詩と

謡ゝゝ舞ーとゆゝゝ無間の白拍ちゆ朝臣ちとゝ舞ーふ

用ちゝー善の高宗皇帝の時傳奇院本とゝ院本の長狂も

すとゝとゝ全備の風俗を宋の五元爨弄の舞ちゆとゝ毒ー

ゝ度元四ふいちゝ勾欄藏子とちゆの出ちゝ且小旦生丑

西瞞浪子寸渾必口技

一 日月燈江海油風雷鼓板天地間一書

且文武末養操丑淨古今亲許多脚色

本朝世事俗語

天竺

唐綱

本邦

御所保

長江

千三保

遍羅保

ヘンサラ

莫臥南

吳国の長九千四百里

九千三百里

九千八百里

聖多默（サレトメ）　九三ヶ八四里

伊勢屋　伊勢屋の手代ヶ[illegible]

小左文書　貞享元辰年の伊勢屋文書とふ[illegible]

[illegible]

左文書　貞享四卯年西国院[illegible]

[illegible]

友宗屋　友宗左衛門[illegible]

正平屋　肥後国玉名郡橋の[illegible]天平年中[illegible]

[illegible]

[illegible]天平二年

八月[illegible]

代高[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

紙衣　元禄[illegible]

[illegible]

一閑紙衣　[illegible]

[illegible]

一端定入　[illegible]

袖と袂　袖口のあたり袂口の[illegible]袖のもと

[illegible]

袖風　袖のまた細川三位の[illegible]

[illegible]

道服襦　道服襦は同じ道服なれども[illegible]と有し烏帽子を被る用ゝ烏帽子道服とて民間の上下貴賤共に着す先ゝ道服とは官家の道服と申すなり庶人の礼服とす又襦は馬上の男ゝ業の襦に袖細く結ぶる袖とて[illegible]有し初の襦は袖なし今襦とは類ひなき庶人のお飾と称するの又おれなり衣の上に[illegible]有すれるの[illegible]なり又法師の[illegible]有す直垂襦袴と官家の道服なり

上下　鹿苑院相国家[illegible]の時内[illegible]義[illegible]月元日[illegible]乃家[illegible]袖と[illegible]事[illegible]法師[illegible]細[illegible]為[illegible]又[illegible]

白衣　世俗礼服[illegible]礼服[illegible]

士[illegible]の[illegible]白衣の初[illegible]礼服[illegible]

儒帽子　天[illegible]隋煬帝[illegible]

袖[illegible]

綿帽子　宮女の用ひる帽子にして婦人の為額に掛る物なり

又烏帽子とも云ふ名とす是は雅世の冠なり

雲母を以て雲を飾りその根元にも雲を飾りしなり

法皇帽子　元服の時に用ひる帽子にして

紙のありとなり

女の冠　月輪家の姫君の冠なり

冠の形は

冠のとけるとおもひ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

夜長

[illegible]

[illegible]

[illegible]

信棚　五人組略略

金箱（ハコ）　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

塩瀬饅頭　[illegible]

[illegible]

千菓子　[illegible]

[illegible]

九屋求肥　[illegible]

[illegible]

大仏餅　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

歓餅　正月の餅を後ろへ出すの例なれども稚子後餅を家へ行て後餅
とて母子ふ後餅新妻の初を島へ出すより歓くを歓
歓餅とて名付行餅を祝ふかき餅なり

餅屋　江戸にて餅屋とのひと云餅の形えん豆三四の所書なとなりの
ちなるべし

飛団子　正徳元年の夏四月八日市場の子詞の回向院へ参詣之時
茶屋の者拾枚ほど団子とて壇(サヤウシ)けるくれ之翌年付の事和尚
とゝふる事の名はけうとうきるとの名なるようなるもの
餅屋団子と称す此とゝとつゝきを此餅屋の浮世

此とゝ名付とゝ但餅屋の名物なるゆゑ此ゝ名付ゝ浮世
物語とゝ名付ゝ

蕎麦切　中古三百年以前の書とゝ名付ゝ麦粉を切ゝ蕎麦切の
事なり寺院へ進ずるゝ法云行脚(ヤウロウ)法とゝ云ふ僧の名物なり
名付ゝ蕎麦切の名なるゝ此の名物の名なり

香の物　相阿ゝ香物を清手よりの名なり
三ゝの名ゝ清屋ゝの者なるゝ
三月ゝ

[illegible]

澤庵漬　東海寺の住僧澤庵和尚の漬ものなり

一　休納豆　大徳寺三門前の休和尚の製なり　[illegible]

豆腐紅葉　[illegible]

禅園豆腐　京禅園僧の所製なり　[illegible]

けるなり　[illegible]

豆腐田楽　田楽法師の曲の歌に出でたる名なり　田楽法師は七人なり

細き棒にさして三寸上にかちつきさしとおしつけ　[illegible]

[illegible]

けることし　[illegible]

地黄煮　[illegible]

地黄のけ　[illegible]

り船と称す

水船　南部春の狩家に月稿と称す　考定方入世上に見ることなし

焼鹽　天文年間海の上野島村屋敷と云の分別屋村居住

[illegible]

[illegible]

[illegible]

南洋　[illegible]

[illegible]

[illegible]

塩引

むかし文徳帝とゝ[illegible]と云[illegible]ありて西[illegible]
文治六年十月十三日[illegible]西河川の[illegible]
[illegible]

西瓜

[illegible]

西瓜今見生東海　剖破含玉露濃
我意[illegible]

玉蜀黍（たまびきび）

天正のはじめ[illegible]

番椒

[illegible]

[illegible]

藷豆

[illegible]

甘藷（サツマイモ）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三線

永徳年中[illegible]

[illegible]

三線とは[illegible]

[illegible]

[illegible]

昔の伶人等よりて作りたるものなるべし

尺八

ほくの人のものなりとて伝るの説と伝るの説紫式部
源氏物語帝の御子中納言懐良親王筑紫へ下向の時
田舎にて尺八を吹て天性妙を得給ふ故の所作なるべし
又ある人の云ふ唐土の伶人の作なるべし
曰馬融狀長笛空洞無底刻具上五穴一穴出其背法
如横笛三孔而已尺八分四寸六分名寸所以下七寸上寸八分
竹の太細小なる物を用ふ定りなし寸者竹節
笛筒音黄鐘調なり上右手指は下左手指は横笛

寺田の法師の笛の図一宗法師と始祖寺宗法師と新法師
より宗和伝ふ法師より新法師より安田流法師より
中興の祖寺羅山文集に頃年村大森宗空者善吹尺八
是齋宜行指田一音拍子名人なり宗熟作宜行作指田作
各珍とす

印篭

本朝の元来印判を用ひ人皆是を入る事なり
拍子木とは二枚の板にて作る物なり
なり今は其印篭とて是を用ひ
南蛮国にて是を印籠と云ふ

[illegible]

睛（さしゃう）

中着[illegible]の姿体の[illegible]

[illegible]

風呂敷

元禄[illegible]

井戸釣瓶

上部の[illegible]

釜

三[illegible]

芦屋釜

[illegible]

鞍鐙

[illegible]

長篠城をかこみ[illegible]

五ツ[illegible]

馬懸

大永の比[illegible]

又信長公の時[illegible]

小馬懸と[illegible]

鉄砲

弘治元年南蛮人[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大筒

長篠の四ツ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

合羽は桐油行ふ長さ三尺五寸ほど袖の長さ一尺ほどにて袖口の
手首にて二つ折り袖口にて二つ折にして用ゆる方なり
宝永の時より起る所なり古来は迫出天九帝位長さ五尺
袖長一尺ほど延みなりの人にも様々にして中小
小と色々にして中小は長さ五尺袖長一尺ほどにて
宝永の時小袖一四五寸袖長一尺ほどの様なり

管笠　長さ一尺四寸ほど和山左右刑に用ゆ

南蛮より左右刑に用ゆ故に不敷なり

管笠は竹にて作る

刑に用ゆる竹にて作る故に管笠と名付けたり

事始は白木にて作る

南蛮渡来と云ふ元管笠は元和の頃

宝永の時より用ゆ右親の時より用ゆ

侍にて初めて被用ゆ

合羽　合羽は中古のものにて上古は長さ四尺袖長一尺

桐油　桐油は桐の油にて作る

[illegible]

狩箱　信長公の時より始まるなり　[illegible]

傘　天正の比堺の商人[illegible]

蠟燭　文[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

加羅の油　正保年間の比京師にて[illegible]の人[illegible]

[illegible]

白粉　持統天皇六年[illegible]

[illegible]

楊枝　[illegible]

仏在世[illegible]

水引　[illegible]

南方録　[illegible]

煙管　[illegible]

[illegible]

加羅の油　正保年間の人[illegible]

[illegible]

白粉　持統天皇六年[illegible]

[illegible]

楊枝　[illegible]

[illegible]

水引　[illegible]

[illegible]

南方録　[illegible]

[illegible]

煙管　[illegible]

細[illegible]羅山文集曰佗波古草の名
揉之乾暴宛其葉而貼紙捲之吹火吸其烟治之[illegible]
[illegible]年の事元和元年六月十八日天下一統[illegible]
白[illegible]柳[illegible]
[illegible]
用立さるを賞おのの
[illegible]
[illegible]
[illegible]

出遠庖丁　庖丁[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

おうち庖丁　[illegible]
[illegible]
[illegible]

箭　[illegible]
[illegible]
子落則老莖似藁可為帚[illegible]

細辛行[illegible]羅山文集曰佐波古草の名
採之乾暴宛其葉而貼紙捲之吹火吸其烟治之[illegible]
[illegible]年の事元和元年六月廿八日天下一統[illegible]
白布[illegible]の封[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

出遠庖丁　庖丁[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

おうの庖丁　[illegible]
[illegible]
[illegible]

常　[illegible]
[illegible]
子落則老莖似藜可為帚[illegible]

燈臺　千の利休が茶室を形どる茶室の流入庭の面白くもあるべし

乘り物　相撲の東方の陣より始る乘物の略考に元来信濃国所産中古いつの事なるか形ちまるくして輿と称し其後輿の下の二つの棒を除き上の一つの棒をのみして駕と名付けるなり今人もっぱらこれを用ひ

竹駕　竹駕を使用するものは今絶えたるなり

まこと元軍用の船を多く移せしものの八幡宮の祠官を使輿ふ事なるべし

右竹駕を使ふ行を重ぶるとし是を[illegible]

大八車　実に奇巧なる人力を運る人力車代八と名付

猪牙船　川幅の広く西国橋長く利根川の如き所にいつのころより作る

押送りの長きとふる船を要所の形ちに作り是を使ふ

江戸辻駕　元禄の年間に御免許なる山城屋其砌老人女病人小児等に若き者を

賀茂多　[illegible]

十二枚の屏風の絵に一枚を使ふ南蛮屏風と称し使ふ

渡辺の鬼の腕を斬る又渡辺と書くことを[illegible]

又[illegible]

[illegible]

香道

東山慈照院殿好き香道の法をまなる御名香[illegible]十種なり

内に信香[illegible]の十種名香[illegible]

[illegible]の九文字の法なり所謂御作の香を連理香[illegible]

十種の名香は東大寺法隆寺遺[illegible]三日月[illegible]柏木法花経

紅葉八橋中川[illegible]橋[illegible]の名香又[illegible]種の名香

内又[illegible]種の名香[illegible]の名香[illegible]

[illegible]

[illegible]天平年中[illegible]好き名香[illegible]

[illegible]又紫雲院の御[illegible]の名香[illegible]

[illegible]

[illegible]

行二[illegible]長秀[illegible]元禄[illegible]

[illegible]

蹴鞠

[illegible]天皇の御[illegible]中[illegible]

[illegible]

[illegible]

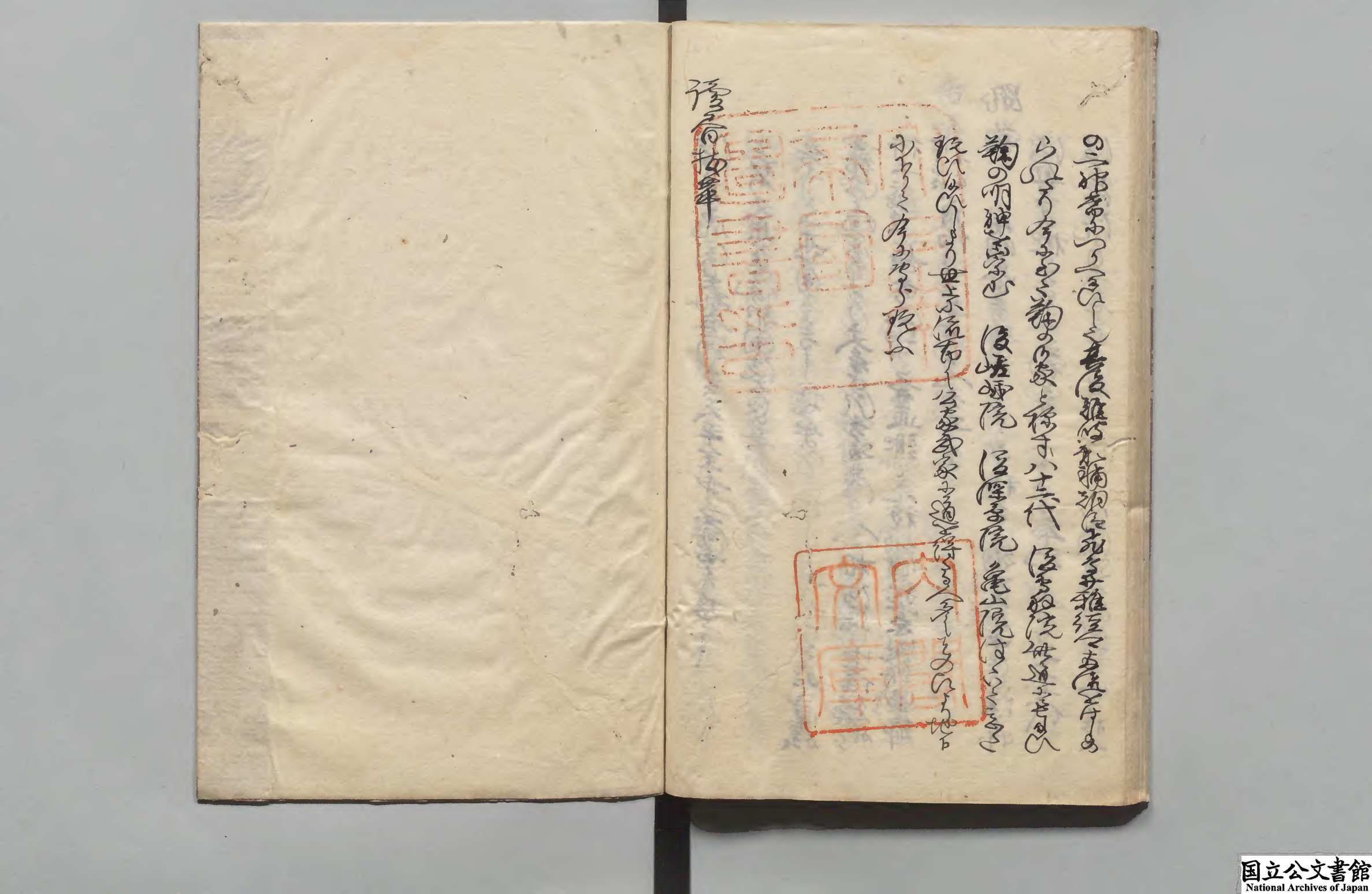

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan